

飼料作物やWCS用稲の 基準単収を設定しました

～ 適切な栽培管理により、単収を確保しましょう！ ～

飼料作物等にかかる見直しの概要

飼料作物及びWCS用稲に対する「水田活用の直接支払交付金」について、令和6年度から以下のように制度が変更されました。

- 飼料作物及びWCS用稲の基準単収を各都道府県農業再生協議会等が設定すること
- 収量が明らかに低い場合（基準単収の1／2を目安）には、交付対象とならないこと（自然災害等の合理的な理由がある場合を除く）

交付金を活用した経営安定を図るため、適切な栽培管理に努めましょう！

令和6年産の宮城県の基準単収について

宮城県農業再生協議会（県協議会）では、右表のとおり基準単収を設定しました（地域で独自に基準単収を設定することも可能）。

なお、表にない品目（子実用とうもろこし、ソルゴー等）については、作付実績が少ないことから県協議会では設定せず、地域農業再生協議会が基準単収を設定することとしました。



	品 目	基準単収 (kg/10a)
	利用形態	
牧草	サイレージ利用 (水分50%)	796
	乾草利用 (水分15%)	468
	青刈りとうもろこし	3,813
	WCS用稲	1,889

収量の確認方法について

収量を実測できる場合は実測とし、実測できない場合は以下を参考に確認してください。

- (1) 1ロールの重量×ロールの個数
※ロール重量は県協議会が作成した換算表を利用できます
- (2) トラック1台分の重量×トラックの台数
- (3) バンカーサイロに詰めた容積×容積密度÷原料の作付総面積×申請する作付面積
- (4) 放牧の場合、申請ほ場での放牧頭数×放牧日数